

新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている子ども食堂を支援し、子どもたちが安心して食事ができる機会を提供することを通じて、身近な地域でのつながりを創出し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした、子ども食堂等における食の提供に対する補助金の交付について、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども食堂等 地域住民その他の団体が主体となり、無料若しくは低価格帯で子ども及びその保護者等に食事並びにコミュニティの場を提供し、又は食事及び食材等を配布する活動をいう。

(2) 活動主体 子ども食堂等を運営する者のうち、市内に主たる活動拠点を有するものをいう。ただし、次のいずれかに該当する者は、活動主体として認めることができない。

ア 宗教の教義・信仰の布教拡大を目的とする団体であること。

イ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

ウ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある個人又は団体であること。

(補助事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、活動主体のうち、次に掲げる全てを満たすものをいう。

(1) 活動拠点において、概ね月1回以上活動すること、又は活動が見込まれること。ただし、小中学校等の長期休み期間のみの活動とする場合は、長期休み期間に概ね1回以上活動すること、又は活動が見込まれること。

(2) 年間を通じて計画的に運営するとともに、2年以上継続して活動を継続すること、又は継続が見込まれること。

(3) 参加人数は、1回あたり18歳未満の子どもの参加が5名以上あること、

又はあることが見込まれること。

- (4) 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会が事務局を務める新潟市子ども食堂ネットワークに参加している団体であること。

(補助事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が市内において実施するものとし、かつ、他制度による補助金を受けていないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は、補助の対象としない。

- (1) 趣味的活動を主目的とする活動
- (2) 特定の個人又は補助事業者等の利益を目的とする活動
- (3) 宗教活動又は政治的活動を目的とする活動
- (4) 国又は地方公共団体から、新型コロナウイルス感染症対策に関する補助、助成、委託その他の財政的援助を受けている活動
- (5) 補助事業者からその他の活動を行う者に対する補助となる活動
- (6) その他公序良俗に反するなど適当でないと認められる活動

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、補助金の額を変更することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号への記載でも可）
- (2) 収支予算書（様式第1号への記載でも可）
- (3) その他必要な書類

(補助金交付決定及び通知)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、速やかに交付するか否かの決定を行い、新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金（不）交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

(実績報告)

第8条 前条により交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、市長が別に定める日までに、新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第3号への記載でも可）
- (2) 収支決算書（様式第3号への記載でも可）
- (3) 領収書の写し
- (4) その他必要な書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、その成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認められた場合は、交付すべき額を確定し、新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則第17条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) その他関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金等の返還)

第12条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合においては、規則第18条の規定を準用するものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第13条 補助事業者は、関係書類の整備及び保存においては、規則第19条の規定を準用するものとする。

(予算による制限)

第14条 この要綱に基づく補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(情報の公表)

第15条 第6条の規定に基づき、補助金の交付を申請した活動主体の情報について、原則として公表する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

補助対象経費※	補助率	補助限度額
令和5年4月から令和6年2月までの期間において補助金の交付決定後、子ども食堂等が支出した次に掲げる食の提供に必要となる経費を対象とする。 (1) 消耗品費（食材等の購入費を含む。） (2) 印刷製本費 (3) 使用料及び賃借料	1／2	子ども食堂等1か所につき、月ごとの実施回数に応じて下記のとおりとする。 (1) 月1回の開催 5千円／月 (2) 月2回の開催 1万円／月 (3) 月3回以上の開催 1万5千円／月

※ 社会通念上明らかに高価であると認められるものは補助対象経費として認めないものとする。

新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書
(兼 同意書)

(宛先)新 潟 市 長

申請者 団 体 名

〒

代表者住所 区

代表者名

代表者と担当者が違う場合→ 氏 名 連絡先

〒

担当者住所 区

下記のとおり補助金の交付を申請します。

開 催 名			
開 催 場 所		所 在 地	区
協 力 関 係 団 体			

○ 上記の内容について、新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき公表するとともに、関係機関に情報提供することを同意します。

事業収支予算 (単位:円)		
収入科目	金 額	内訳・内容
補助金(当該補助金)		
その他(寄付金、助成金等)		
合 計		
チェック ☐ 当該補助金以外の国や地方公共団体からの補助金、助成金等を受けていない場合は、チェックをお願いします。		

支出科目	金 額	内訳・内容
< 補助対象経費 >		
消耗品費		
印刷製本費		
その他		
< 補助対象外経費 >		
合 計		

○ 上記の内容について、真実であることを誓います。また、収入支出の月別内訳は別紙のとおりです。

事業計画書					
開 催 予 定 日			開 催 予 定 時 間		
開 催 予 定 期 間			利 用 者 負 担 金		
1回ごとの参加者等見込数	子ども()人	保護者()人	ボランティア()人	運営者()人	合計()人

様式第1号別紙(第6条関係)

(単位:円)

年度	月	① 実施回数 (3回以上は 3と記入)	② 補助上限額	③ 補助対象 経費	④ 左記③の1/2	⑤ 新潟市補助金 ②と③のいずれ か小さい額
令和5年	4月		0		0	
	5月		0		0	
	6月		0		0	
	7月		0		0	
	8月		0		0	
	9月		0		0	
	10月		0		0	
	11月		0		0	
	12月		0		0	
令和6年	1月		0		0	
	2月		0		0	
合計		0	0	0	0	0

※1円未満切り捨て

補助対象経費※	補助率	補助限度額
令和5年4月から令和6年2月までの期間において補助金の交付決定後、子ども食堂等が支出した次に掲げる食の提供に必要となる経費を対象とする。 (1) 消耗品費（食材等の購入費を含む。） (2) 印刷製本費 (3) 使用料及び賃借料	1/2	子ども食堂等1か所につき、月ごとの実施回数に応じて下記のとおりとする。 (1) 月1回の開催 5千円／月 (2) 月2回の開催 1万円／月 (3) 月3回以上の開催 1万5千円／月

※ 社会通念上明らかに高価であると認められるものは対象外経費とする。

[illegible]

宣 誓 書

当団体は、新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金の交付を申請しましたが、新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第4条の規定のとおり、交付の対象となる事業が、以下の項目に該当しないことを誓います。

該当しない項目の□にチェックを付けてください。

- ☐ 趣味的活動を主目的とする活動
- ☐ 特定の個人又は補助事業者等の利益を目的とする活動
- ☐ 宗教活動又は政治的活動を目的とする活動
- ☐ 国又は地方公共団体から、新型コロナウイルス感染症対策に関する補助、助成、委託その他の財政的援助を受けている活動
- ☐ 補助事業者からその他の活動を行う者に対する補助となる活動
- ☐ その他公序良俗に反するなど適当でないと認められる活動

____年 ____月 ____日

(宛先)新 潟 市 長

団 体 名

〒

代 表 者 住 所

区

代 表 者 名

新こ政第 号
令和 年 月 日

様

新潟市長 中原 八一 印

令和 年度新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金（不）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 年度新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金については、次のとおり（不）交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金
- 2 交付決定額（不交付の理由） 円

新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書

(宛先) 新潟市長

申請者 団 体 名
代 表 者 名

提出枚数： 枚 (/)

開催日	参 加 者 人 数					活 動 内 容 ※※
	子ども※	保護者	ボランティア	運営者	合計	
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
計						

※ お弁当配布などで、人数把握が難しい場合は、子どもの欄に配布数を記入してください。
※※ 活動内容は、活動形式(食堂形式、お弁当配布など)や実施したイベント、その時の様子などを記入してください。

新潟市子どもの居場所づくり支援事業収支決算報告書

【収入】

(単位:円)

収入科目	予算額 A	決算額 B	差引増減A-B	説 明
補助金(市の補助金)				
その他(助成金、寄付金等)				
① 合 計				

【支出】

(単位:円)

支出科目	予算額 A	決算額 B	差引増減A-B	説 明
< 補助対象経費 >				
消耗品費				
印刷製本費				
その他				
< 補助対象経費 >				
② 合 計				

○ 上記の内容について、真実であることを誓います。また、収入支出の月別内訳は別紙のとおりです。

(単位:円)

収 支(①-②)	0	0	0	
----------	---	---	---	--

(単位:円)

年度	月	① 実施回数 (3回以上は 3と記入)	② 補助上限額	③ 補助対象 経費	④ 左記③の1/2	⑤ 新潟市補助金 ②と③のいずれ か小さい額
令和5年	4月		0		0	
	5月		0		0	
	6月		0		0	
	7月		0		0	
	8月		0		0	
	9月		0		0	
	10月		0		0	
	11月		0		0	
	12月		0		0	
	令和6年	1月		0		0
2月			0		0	
合計		0	0	0	0	0

※1円未満切り捨て

補助対象経費※	補助率	補助限度額
令和5年4月から令和6年2月までの期間において補助金の交付決定後、子ども食堂等が支出した次に掲げる食の提供に必要な経費を対象とする。	1/2	子ども食堂等1か所につき、月ごとの実施回数に応じて下記のとおりとする。
(1) 消耗品費（食材等の購入費を含む。）		(1)月1回の開催 5千円／月
(2)印刷製本費		(2)月2回の開催 1万円／月
(3)使用料及び賃借料		(3)月3回以上の開催 1万5千円／月

※ 社会通念上明らかに高価であると認められるものは対象外経費とする。

[illegible]

新こ政第 号
令和 年 月 日

様

新潟市長 中原 八一 印

令和 年度新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった事業に対する令和 5 年度新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金については、次のとおり確定したので通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 確定額 | 円 |

口座振込申込書(兼受領委任状)

年 月 日

(宛先)新潟市長 様

住 所

団体名

代表者氏名

新潟市から支払われる、新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金は下記の金融機関の預金口座に振り替えてください。

記

フリガナ																	
口座名義	(団体名・役職名・氏名)																
預金種別	振込先金融機関										口座番号						
普通 当座	銀行 金庫										本						
	店	組合 農協										支					
		店															

※フリガナは団体名・役職名を含めて正確に記入してください。
※口座名義人が代表者と異なる場合は、以下の委任状に記名・押印が必要です。

委 任 状															
年 月 日															
(宛先)新潟市長 様															
(委任者)住 所															
団体名															
代表者氏名															
私は、下記のものを代理人と定め、新潟市子どもの居場所づくり支援事業補助金の受領を委任します。															
(受任者)住 所															
団体名															
役職名・氏名															